

平成29年10月31日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第238号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

○ 現場の皆さんへ

1. 国際水準GAP認証取得支援事業の3次公募のお知らせ
2. 酪農家の皆さんへ～加工原料乳生産者補給金制度について～
3. 「食の大切さ」を伝えたい！食育実践者の皆様へ
4. 農業者年金（のうねん）のお知らせです。
5. 農業法人等の皆さんへ・・・農作業安全の研修を開催します
6. 成果発表会及びポスターセッションを開催します
7. 収入保険制度一問一答リレー
8. 園芸施設共済に加入しましょう！！～雪害への備え～
9. 平成30年は「明治150年」！

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 国際水準GAP認証取得支援事業の3次公募のお知らせ】

農業者の国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）の認証取得支援を目的とした「国際水準GAP認証取得支援事業」の3次公募を、（一社）全国農業改良普及支援協会が行います。

認証審査の費用等が支援の対象となり、平成30年1月31日までに審査会社と認証審査の契約を締結できる見込みのある方が応募できます。

【公募期間】平成29年10月19日（木）～平成29年11月20日（月）まで

詳しくは、下記URLをご覧ください。

（一社）全国農業改良普及支援協会HP <http://www.jadea.org/>

※お問い合わせ先

（一社）全国農業改良普及支援協会 GAP担当 TEL：03-5561-9562

【2. 酪農家の皆さんへ～加工原料乳生産者補給金制度について～】

加工原料乳生産者補給金制度については、

(1) これまで指定生乳生産者団体に販売委託する生産者に限られていた補給金の交付対象を拡大し、計画的に乳製品向けに仕向ける全ての生産者を対象とし、

(2) 一定の地域から集送乳を拒まずに行う事業者を、申請に基づき指定し、補給金と併せて集送乳調整金を交付する

こと等を内容とする法改正等を行い、平成30年4月1日より、新制度に移行することとなっています。

酪農家の方が、自ら生産した生乳を用いて乳製品を製造・販売する場合にも、あらかじめ国に年間販売計画を提出するなど所定の手続きを行っていたければ、補給金の交付対象となります。

新制度への移行に当たり、問合せ窓口を開設しましたので、制度全体について、疑問点や御相談等がございましたら、お問合せください

[問合せ窓口]

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/171027.html

また、新制度についての地方説明会も随時開催いたしますので、最寄りの会場にご参加ください。

[説明会に関する情報]

http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_gyunyu/171024.html

[補給金制度に関する情報]

<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/kakou.html>

※お問合わせ先

農林水産省 生産局牛乳乳製品課

電話番号 03-3502-5988

【3. 「食の大切さ」を伝えたい！食育実践者の皆様へ】

農林水産省では、ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰します。例えば農業体験を通じて「食の大切さ」を伝える食育活動など、地域でがんばっている農業者の方、協同組合や集落営農などの農林漁業者グループでの応募もできます。

自薦他薦を問いませんので、多数のご応募をお待ちしています。

○応募締切：(ボランティア部門) 平成29年12月25日(月) 必着

(教育関係者・事業者部門) 平成30年1月10日(水) 必着 (←農業者の応募締切はこちら)

詳細は以下のURLをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/161102.html>

【4. 農業者年金(のうねん)のお知らせです。】

農業者年金(のうねん)をご存じですか? 農業者年金は、農業の担い手を支援するための公的な政策年金です。認定農業者等で青色申告者の方には月額最大1万円の保険料補助の仕組みがあります。

支払った保険料は全額社会保険料の控除対象となり節税効果も期待出来ます。また、個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)は、支払った本人分の保険料のみ控除となりますが、農業者年金は生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合、その分も経営主の控除とすることが出来ます。

女性農業者の加入も増えており、ぜひ、ご夫婦、ご家族で加入ください。

農業者年金基金HP：<http://www.nounen.go.jp/mikanyu.html>

※お問い合わせ先

最寄りの農業委員会、JAの農業者年金担当(当基金が業務委託しています)

農業者年金基金 TEL: 03-3502-3199(直通)

【5. 農業法人等の皆さんへ・・・農作業安全の研修を開催します!】

農林水産研修所つくば館

農林水産省農林水産研修所つくば館水戸ほ場においては、農作業安全や新

技術についての研修を実施しておりますが、今般、下記の通り農業法人等を対象とした研修を実施します。

農業法人、組織経営体や農協等の職員の皆さんの中には、農業機械作業を行う方も多くおられると思います。その作業の安全確保のため、これらの法人等で労働安全を担当されている役職員の方などを対象に、労働安全衛生や機械作業の留意点、リスクの洗い出しと対策の検討などについて学んで頂く研修です。

農作業においては、農業機械作業などで年間300件を超える死亡事故が発生しており、安全対策の推進が課題となっております。組織の農作業の安全確保のために本研修をご活用いただければ幸いです。

(研修コース名) 農作業安全組織計画・運営研修 (計画・運営コースⅡ)

(日時) 平成30年1月25日 (木) 9:30~15:50

(場所) 農林水産研修所つくば館水戸ほ場 (茨城県水戸市鯉淵町5930-1 最寄り駅はJR常磐線友部駅 (駅から送迎バスを運行します))

(申込締切) 平成30年1月11日 (木)

受講料は無料です。研修の日程や申込み方法などは、下記のURLをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/zyuko/170914.html>

※ お問い合わせ先

農林水産研修所つくば館 (担当: 飯田) 電話029-839-9481

【6. 成果発表会及びポスターセッションを開催します】

農林水産省は、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の研究成果の社会実装の加速化と「知」の集積と活用場の活性化を図ることを目的として、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業成果発表会及び「知」の集積と活用場の産学官連携協議会ポスターセッションを下記により開催します。

日時: 平成29年11月10日 (金曜日) 13時00分~18時00分

場所: 大田区産業プラザPiO

所在地: 東京都大田区南蒲田1-20-20

当日はポスター展示による「知」の集積と活用場における研究開発プラットフォーム・研究コンソーシアムの紹介や、農業・食品産業分野でのイノベーション推進に関する招待講演・発表、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」の成果発表会、関連事業紹介など充実したプログラムで開催します。詳細は下記URLプレスリリースにて御確認ください。

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/171027.html>

本セッション観覧にあたっては、参加費は無料です。

参加を希望される方は、「知」の集積と活用場の産学官連携協議会ホームページ内の申込専用フォーム (下記URL) よりお申し込みください。

申込専用フォーム (「知」の集積と活用場の産学官連携協議会ホームページ内)

<https://sc-form.jp/84/108/f04/>

なお、申込みは、参加希望者が定員（500名程度）になり次第締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
皆様のお越しをお待ちしております。

【7. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに10月に掲載した、Q39～47をご紹介します！

< Q 39 > マルキンの対象となっていない子豚は、収入保険制度の対象になるのですか。

A 畜産経営の中には、マルキンの対象となっていない子豚の販売を専業としている経営もあります。この場合、子豚の販売収入は収入保険制度の対象となります。

< Q 40 > 酪農経営では、生乳販売のほか、ヌレ子や乳用種雌牛の個体販売もありますが、これらについて収入保険制度の対象になりますか。

A 酪農経営については、生乳販売による収入が主体である中で、ヌレ子（搾乳牛から出生し、生後間もなく販売される乳用種雄子牛）や乳用種雌牛（将来、搾乳牛になるもの）、廃用牛の個体販売も行っている経営もあります。この場合、これらの販売収入も収入保険制度の対象となります。

< Q 41 > はちみつは、収入保険制度の対象となりますか。

A 農業者が自らみつばちの飼養管理を行い、はちみつを採集して販売している場合は、対象となります。

< Q 42 > 数量払の交付金が収穫年の翌年に支払われる場合がありますが、その場合、どの年の農産物の販売収入に含めるのですか。

A 交付金が収穫年の翌年に支払われる場合には、税制度上、翌年の収入金額として計上することとなっていることから、収入保険制度においても、翌年の農産物の販売収入に含めます。

< Q 43 > 消費税の取扱いはどのようになるのですか。

A 農産物の販売金額に係る消費税の扱いについては、消費税抜きで申告する方法と消費税込みで申告する方法があります。

収入保険制度では、農業者の現在の申告方法に合わせて農産物の販売金額を計上することとします。また、消費税込みで申告を行っていた者が消費税抜きの申告に変更したことにより、収入減少が発生し、補填金が支払われるといったことのないよう、申告方法を変更した場合には、基準収入を調整することとしています。

< Q 44 > 農産物をJA等へ販売した場合、税申告では、手数料や運賃を収入から差し引いた後の金額を農産物の販売金額に計上することが認められていますが、収入保険制度での取扱いはどうなるのですか。

A 農産物をJA等へ販売委託した場合の販売金額の税申告については、農産物の販売金額そのものを申告する方法と農産物の販売金額から手数料や運賃を差し引いた額を申告する方法があります。

収入保険制度では、農業者の現在の申告方法に合わせて農産物の販売金額を計上することとします。また、申告方法を変更したことにより、収入減少が発生し、補填金が支払われるといったことのないよう、申告方法を変更した場合には、基準収入を調整することとしています。

< Q 45 > 加入申請時に青色申告実績が1年の者の基準収入はどのように設定するのですか。

A 加入申請時に青色申告実績が1年の者の基準収入については、個人の場合、例えば、平成30年秋に加入申請を行う場合は、平成30年2～3月に申告した1年分（平成29年分）の青色申告実績があれば加入でき、その後、平成31年2～3月の確定申告時にもう1年分（平成30年分）の青色申告実績が揃うので、この2年の平均収入を基本とすることとし、これに、当年の営農計画を考慮して、基準収入を設定することとしています。

また、加入申請時に青色申告実績が2年以上ある者についても同様に、平成31年2～3月に行う確定申告の収入を活用して基準収入を設定することとしています。

< Q 46 > 税務上、保険金及び特約補填金は保険期間の総収入金額に算入することですが、確定申告後に修正申告が必要となるのですか。

A 保険期間終了後、加入者は収入保険制度の保険金及び特約補填金の見積りを行い、これら見積り金額を含めて確定申告を行うこととなります（見積りのための計算シートを実施主体が準備する予定です）。これにより、確定申告後に修正申告が必要となるケースはほとんどないと考えています。

< Q 47 > 平成30年秋に、麦で農作物共済に加入している者は、収入保険制度に加入できるのですか。既に、自然災害等による被害を受けている場合はどうなるのですか。

A 平成30年秋の収入保険の加入申請時において、既に31年産麦の農作物共済に加入している者についても、希望する場合は収入保険制度に移行できるようにします。

具体的には、農作物共済の契約期間は平成30年12月末までとし、

- ① 農作物共済の共済掛金は全額返還（賦課金は、原則として未経過分のみ返還）、
- ② 12月末までに、自然災害等により麦が被害を受けている場合は、農業共済の事故発生通知を行っていただければ、収入保険制度においても同様の対応をとったものとして取扱うこととしています。

【8. 園芸施設共済に加入しましょう！！～雪害への備え～】

近年、これまで雪による被害が少なかった地域でも、降雪により園芸施設ハウスが倒壊するような被害が発生しています。被害にあった農家の方からは、万一の備えとして園芸施設共済に加入していたことで短期間でハウスの再建ができてよかったという声も頂いております。園芸施設共済では、施設本体のほか附帯施設や施設内で栽培される農作物、さらには、ハウスの撤去

費用や復旧費用も補償の対象とすることができますので、施設本体と併せて園芸施設共済への加入をご検討ください。

加入の申込や補償内容等について詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

[農家の方からの声はこちら]

<https://www.facebook.com/nogyokeiei/posts/1663996333675574>

※お問い合わせ先

農林水産省 経営局保険課

電話番号：03-6744-2175

【9. 平成30年は「明治150年」！】

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年に当たります。政府では、内閣官房副長官を議長とする「「明治150年」関連施策各府省連絡会議」を設け、①「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」、②「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」、③「明治150年に向けた機運を高めていく施策」の3つを柱として、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取組が推進されるよう、ロゴマークの使用促進や広報などを通じて、「明治150年」に向けた機運の醸成を図っています。詳しくは以下のホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>

◆◆◆編集後記◆◆◆

今日はハロウィンですね。ジャック・オ・ランタン（かぼちゃのお化け）をよく街で見かけますが、あれを見ると無性にかぼちゃが食べたくなります。煮物、スープ、コロッケ、サラダなど、色々な料理がありますが、私が一番好きなのはいとこ煮です。かぼちゃと小豆を一緒に煮る。あまくてまるで菓子を食べているような気分になります。好き過ぎて、12月号でも冬至の話題で挙げてしまったらすみません。（飯尾）

経営局公式facebookページ「農水省・農業経営者net」

→ <http://www.facebook.com/nogyokeiei>

■ ご意見・ご質問はこちら

→ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/keiei/180817.html>

■ 「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

（3つのステップで経営改善！）（農林水産省HP）

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

■ 地域の人と農地の問題を解決しませんか？（パンフレット）

→ http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/hito_nouchi_booklet.pdf

「農地中間管理機構ホットライン」

電話 03-6744-2151 (受付時間 平日9時30分～17時00分)

E-mail kikou@maff.go.jp



○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月1回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：渡辺、飯尾、松本

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyousu/hyousyousu_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

